

平成 26 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

1 議 案 第 41 号 ~ 議 案 第 57 号 (降 壇)

平 成 26 年 9 月 4 日 提 出

伊 佐 市 長

平成26年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案17件について説明いたします。

議案第41号『平成26年度伊佐市一般会計補正予算（第2号）』について説明いたします。

今回の補正は、土瀬戸曾木ノ滝線の測量設計など社会資本の整備に要する費用や、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積み立て及び職員給与費などについて所要の措置を行っております。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

まず、総務費につきましては、全ての公用車へドライブレコーダーを導入するための経費のほか、前年度の決算剰余金の積み立てについて新たに措置しております。

民生費につきましては、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金について追加及び減額の措置を講じたほか、平成25年度生活保護費等国庫支出金精算返納金及び私立保育所大規模改修に要する費用の補助について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金について減額の措置を講じたほか、指定ごみ袋作成に要する経費について追加の措置を講じ、労働費につきましては、シルバー人材センターワークプラザの給水設備工事に要する経費について新たに措置しております。

農林水産業費につきましては、農地中間管理機構からの受託事業に要する経費について新たに措置したほか、経営体育成交付金事業について追加の措置を講じ、商工費につ

きましては、曾木の滝公園駐車場整備に要する経費及びふるさと納税へのお礼に要する経費について追加の措置を講じております。

土木費につきましては、路線整備に伴う測量設計や側溝整備などの生活環境の整備に要する経費について追加の措置を講じ、消防費につきましては、無線のデジタル化に対応する消防団用受令機の整備に要する経費について追加の措置を講じております。

教育費につきましては、菱刈小学校建替及び大口中央中学校整備に要する経費について追加の措置を講じ、災害復旧費につきましては、台風8号による市道及び河川の復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債をもって充当し、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,383万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億4,411万9千円とするものであります。

このほか、地方債では、災害復旧事業ほか5件について限度額の変更を行い、一般廃棄物処理事業について廃止の措置を講じております。

次に、議案第42号『平成26年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』について説明いたします。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給

与費について所要の措置を講じ、後期高齢者支援金及び前年度繰上充用金について減額し、国及び支払基金への精算返納金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,347万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,067万6千円とするものであります。

次に、議案第43号『平成26年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）』について説明いたします。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、国、県及び支払基金への精算返納金について追加の措置を講じたほか、全般に財源の組み替えを行っております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,243万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億323万7千円とするものであります。

次に、議案第44号『平成26年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』について説明いたします。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じ、広域連合納付金について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ392万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,707万9千円とするものであります。

次に、議案第45号『平成26年度伊佐市簡易水道事業特別

会計補正予算（第1号）』について説明いたします。

今回の補正は、歳出において、平成25年度の一般会計繰入金精算返還金について新たに措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90万5千円とするものであります。

次に、議案第46号『平成26年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）』について説明いたします。

今回の補正は、歳出において、処理場の修繕費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,688万2千円とするものであります。

次に、議案第47号『平成26年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）』について説明いたします。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」について所要の措置を講じ、収益的支出の総額を4億9,635万3千円とし、「資本的収入及び支出」について増額の措置を講じ、資本的支出の総額を3億7,768万7千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,768万7千円は、建設改良積立金と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

そのほか「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても変更の措置を講じております。

次に、議案第48号『伊佐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』の制定について説明いたします。

本件につきましては、「子ども・子育て支援法」が公布され、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を市町村の条例で定めることとされたことに伴い、本条例を定めるものであります。

次に、議案第49号『伊佐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例』の制定について、及び議案第50号『伊佐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の制定について説明いたします。

本件につきましては、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により「児童福祉法」の一部が改正され、家庭的保育事業等並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることとされたことに伴い、本条例を定めるものであります。

次に、議案第51号『伊佐市風致地区内における建築等の規制に関する条例』の制定について説明いたします。

本件につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令」が公布されたことに伴い、風致地区内における建築等の規制に関する基準等を定めるものであります。

次に、議案第 52 号『伊佐市いじめ問題専門委員会条例』の制定について説明いたします。

本件につきましては、「いじめ防止対策推進法」第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、本条例を定めるものであります。

次に、議案第 53 号『伊佐市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例』の制定について説明いたします。

本件につきましては、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」により「母子及び寡婦福祉法」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 54 号『伊佐市重度心身障害者医療費助成条例及び伊佐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例』の制定について説明いたします。

本件につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 55 号『伊佐市営住宅条例の一部を改正する条例』の制定について説明いたします。

本件につきましては、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 56 号『市道路線の認定』について説明いたします。

認定路線の「一の山こずる水流線」は、市道大口駅国ノ十線と市道元町大島線を結ぶ、延長420m、幅員7mの新設路線であり、市街地の交通量を抑制するとともに、大雨等による浸水時の迂回路として機能することから重要な路線であるため、市道の認定をお願いするものであります。

次に、議案第57号『平成26年度伊佐市水道事業会計資本金の額の減少』について説明いたします。

本件につきましては、水道事業会計資本金18億5,244万6,619円のうち1億円を減少し、減債積立金に振り替えることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案17件について説明いたしました但、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

————— 降 壇 —————